

平成29年臨時（第3回）大分市教育委員会会議録

1 日 時 平成29年5月16日(火) 午前11時00分から午前11時11分

2 場 所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 角山 光邦
二番委員 生野 誉士
三番委員 大久保 真理子
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部教育監 佐藤 雅昭 教育部次長 河野 和広
教育総務課長 清水 昭男 学校施設課参事 新納 健二

5 書記

教育総務課参事 水田 美幸 教育総務課指導主事 三嶋 みどり
教育総務課主査 谷矢 啓良

6 傍聴人 なし

7 会議次第

1 議案審議

(教議第30号) 野津原中学校区新設校の校名決定について

(教議第31号) 平成30年度大分市立小学校の設置及び廃校について

2 教育長職務代理者の指名

8 会議の概要

教育長 それでは、ただいまより、平成29年第3回臨時大分市教育委員会を開会いたします。 (午前11時00分 開会)

教育長 会議に先立ち署名委員を2番委員、3番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第30号「野津原中学校区新設校の校名決定について」及び教議第31号「平成30年大分市立小学校の設置及び廃校について」につきましては、本委員会の意思形成過程にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたしますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第30号及び教議第31号の議案審議は秘密会とします。

教育長 それではまず、教議第30号「野津原中学校区新設校の校名決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課参事 教議第30号「野津原中学校区新設校の校名決定について」ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年4月に野津原中学校区の3小学校を統合するに当たり、統合後の校名について、ご決定をいたさうとするものでございます。

校名案につきましては、第3回定例の本委員会において、ご報告しておりますとおり、野津原中学校区統合準備委員会におきまして、地域住民や保護者、児童生徒等に広く校名案を募集し、大分市の目指す子ども像や歴史や伝統等を踏まえ、協議を続けてまいりました結果、漢字表記の「野津原」、ひらがな表記の「のつはる」、漢字とひらがな表記の「野津原ななせ」の3案が出されたところであり、この3案の中から決定することについて、教育委員会に付託されているところでございます。

本市といたしましては、アンケートで最も多くの応募が寄せられました漢字表記の「大分市立野津原小学校」を原案としたいと考えております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第30号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第31号「平成30年度大分市立小学校の設置及び廃校について」を議題といたします。

教育長 それでは、事務局、説明をお願いします。

学校施設課参事 教議第31号「平成30年度大分市立小学校の設置及び廃校について」ご説明申し上げます。

本議案は、野津原中学校区に係る小学校の設置及び廃校についてご決定をいたさうとするものでございます。

設置する学校は、先ほど統合後の校名をご決定いただきました大分市立野津原小学校、また、廃校とする学校は、大分市立野津原東部小学校、

野津原中部小学校、野津原西部小学校の3小学校とし、設置及び廃校とする年月日は、平成30年4月1日でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第31号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

次に、「教育長職務代理者の指名」についてですが、これまで、角山委員さんに教育長職務代理者をお願いしていたところではありますが、角山委員さんの任期が平成29年7月7日までであり、任期満了に伴い、退任の意向を示していることから、新たに職務代理者の指名を行う必要が生じました。

それでは、「教育長職務代理者の指名」について、事務局の説明を求めます。

教育総務課長

「教育長職務代理者の指名」についてご説明申し上げます。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条に規定がございまして、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うとされております。

なお、この規定に基づき指名された委員が、教育長の職務を代理することとなりますが、自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法律に基づき、その職務をさらに事務局職員に委任することも可能とされております。

また、教育長職務代理者の呼称につきましては、現在、県内の意向を確認中であることから、引き続き検討課題としたいと思っております。

以上でございます。

教育長

事務局より説明がありましたとおり、職務代理者の指名については、教育長が指名をすることとなっております。そこで、私は、古城委員さんが職務代理者としてふさわしいと考えておりますので、指名をしたいのですが、皆さんよろしいでしょうか。

古城委員

(了承。就任にあたりひとこと挨拶)

教育長

それでは、みなさん今後ともよろしく願いいたします。

